

科目等履修生規程 (学則 第39条関連)

(趣 旨)

第1条 学則第39条の規定に基づく科目等履修生については、この規定の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 本学において科目等履修生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学則第33条の各号の一に該当する者
- (2) 教育職員免許状の取得を目的とする者は、学士の学位又は称号を有する者
- (3) パイロット資格取得及び航空整備士資格取得を目的とする者

2 本学における科目等履修生を志願する者があったときは、教育、研究等に支障のない場合に限り、願書を受け付けるものとする。

(出願手続き)

第3条 科目等履修生の出願受付期間は、前期においては2月10日から2月25日まで、後期においては8月10日から8月25日までの間とする。

2 科目等履修生を志願する者は、次の各号に掲げる書類に申請料を添えて、出願するものとする。

- (1) 科目等履修生願書(本学所定)
- (2) 最終出身校の修了証明書又は卒業証明書
- (3) 最終出身校の成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) その他別に示す書類等

3 本学卒業(見込み)者は、上記提出書類のうち、第2号から第4号までを省略することができる。

(選 考)

第4条 科目等履修生を志願する者の選考は、前期にあつては3月20日まで、後期にあつては9月10日までに、教授会で書類審査により行う。

(履修開始時期と履修期間)

第5条 科目等履修生の履修開始時期は、学年又は学期の始めとし、その履修期間は、いずれの場合も、年度末までとする。

2 引き続き履修を希望する場合は、改めて出願手続きを行うものとする。

(履修等の手続き)

第6条 科目等履修に関わる諸手続きについては、学則、諸規程及び本規程によるほか、別に定める。

(単位の認定等)

第7条 科目等履修生が、授業科目を履修した場合、定期試験等の成績判定の上、単位を付与するものとする。

2 科目等履修生の請求により、成績証明書又は単位修得証明書を交付する。

(履修単位の制限)

第8条 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は、30単位を超えてはならない。

(履修の取消)

第9条 科目等履修生として、本学学則等に違反するか、あるいは本分に反する行為があった場合は、教授会を経て、学長が履修の許可を取り消すことができる。

(科目等履修料)

第10条 科目等履修に関わる科目等履修料及びその納期については、次のとおりとする。

項	目	金額	対象	納期
科目等履修料	申請料	1万円	共通	願書提出時
	履修料 (1単位)	3万円	一般	履修届提出時
		2万円	本学卒業生	
	実験実習費	10万円	一般及び 本学卒業生	願書提出時
	訓練設備費	20万円	航空整備士	
	操縦設備費	80万円	パイロット	願書提出時 訓練移行時
操縦設備費 (計器飛行に移 行した場合)	120万円 (ただし、1年を 超える場合、繰り 越しせず、半年ご とに60万円徴収 する。)			

ただし、操縦設備費は、米国での訓練する期間は除く。

- 2 実験実習科目履修者は実験実習費を、パイロット資格受講者は操縦設備費を、航空整備士資格受講者は訓練設備費（以下、「実習費等」という。）を納めるものとする。
- 3 実習費等は、1年間の金額とし、2年目以降の納入時期は4月15日とする。
ただし、半期の受講者は、年間実習費等の半額とする。
- 4 実習費等の徴収は科目等履修生の出願資格による。
- 5 既納の科目等履修料は、理由の如何にかかわらず、返納しない。

(適用範囲等)

第11条 科目等履修生に対しては、本学の学則、諸規程、要領等を準用する。

- 2 科目等履修を許可され、所定の履修手続きを完了した者に対しては、科目等履修生（学生）証を交付する。
- 3 科目等履修生は、所定の手続きを経た上で、図書館を利用することができる。
- 4 パイロット資格を取得する者は、科目等履修のほか、各証明取得の訓練（自家用操縦士課程、事業用操縦士技能証明課程、計器飛行証明課程）を含むものとする。

(業務所掌)

第12条 科目等履修生に関する業務については、学則、規則等に定めるものを除き、主として教学課が行うこととし、細部事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 5 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。